# 株式会社ヤサカ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売運営規程

# (事業の目的)

# 第1条

株式会社ヤサカが行う指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売事業(以下「事業」という)の、適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員(厚生労働大臣が指定した、専門相談員講習会修了者、都道府県知事が認定した専門相談員講習会終了者)が、要介護状態または要支援状態にあたる高齢者に対し、適正な指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売サービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

### 第2条

- 1. 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者のサービスの提供に努めるものとする。
- 2. 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な指定特定福祉用具・指定特定介護予防福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
- 3. 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4. 上記の他、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の規定を遵守する。

#### (事業所の名称)

### 第3条

- 1. 名 称 株式会社 ヤ サ カ 福井営業所
- 2. 所在地 福井県小浜市遠敷 6-104

# (職員の職種、員数及び職務内容)

### 第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1 名

管理者は事業者の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定特定 福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売の提供にあたるものとする。(専門相談 員を兼務)

2. 専門相談員 2 名以上

専門相談員は要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担の軽減を資するよう、適切な指定特定福祉用具・指定特定介護予防福祉用具の選定を行う。

# (事業所の営業日及び営業時間)

#### 第5条

事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

1. 営業日月曜日~金曜日

(但し、祝日、8月13日~16日、12月30日~翌年1月3日は除く)

- 2. 営業時間 月曜日~金曜日 午前9時30分~午後5時00分
- 3. 上記例外処置 福祉用具の販売に係る利用者の希望により、営業時間外対応の搬入出対応 も場合により検討する。

(指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他費用の額)

# 第6条

専門相談員の行う指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1. 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じると共に、目録等の文章を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。
- 2. 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売の提供にあたっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- 3. 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売の提供にあたっては、利用者の身体の状況等に応じて、福祉用具の調整を行うと共に、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障等の対応等を記載した文章を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- 4. 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売の提供にあたり、取り扱う種目は 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売に関わる福祉用具の 種目に基づいた別添カタログ掲載種目とする。

### 【販売種目】

1. 腰掛け便座

7. 固定式スロープ

2. 自動排泄処理装置の交換可能部品

8. 歩行器

3. 入浴補助用具

9. 単点杖

4. 簡易浴槽

10. 多点杖

5. 移動用リフトのつり具部分

※7~10 は貸与と販売の選択制とする

6. 排泄予測支援機器

- 5. 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売を提供した場合の利用料の額は、 別添料金表またはカタログ等によるものとする。
- 6. 通常の事業実施地域で行う、指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売に要した搬入に特別な措置が必要な場合の費用については、その実費を徴収する。

7. 通常の事業実施地域以外の地域で行う、指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用 具販売に要した交通費及び搬入に特別な措置が必要な場合の費用についても、その実費を 徴収する。尚、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業実施地域を越えて、片道10km未満 1,000円 事業実施地域を越えて、片道10km以上 3,000円

#### (通常の事業の実施地域)

# 第7条

事業所の通常事業の実施地域は以下の通りとする。

福井県嶺南地域(敦賀市、美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町)、京都府舞鶴市

### (秘密保持等)

# 第8条

- 1. 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。
- 2. 従業者であった者は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3.「個人情報保護方針」を定め、より一層の利用者との信頼関係を築くべく、全従業員が方針に基づき個人情報の保護に取り組む。

# (事故発生時の対応方法)

# 第9条

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者がお住まいの市区町村、都道府県、ご家族、利用者の係る居宅介護支援事業所等に連絡を行う。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すると共に、その原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じる。

### (苦情処理)

#### 第10条

指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、必要な措置を講じる。また、記録を保管し、再発を防ぐ為に役立てる。

### (衛生管理等)

# 第 11 条

事業所の管理者は従業者の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

## (その他運営について留意事項)

#### 第 12 条

指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、以下の各項に留意して行う。

- 1. 職員の研修
  - ①採用時研修を入社6ヶ月以内に行う。
  - ②継続研修を、年1回実施する。
- 2. 提示及び目録の備え付け
  - ①事業所の見やすい場所に運営規程の概要を提示し、サービス利用者のサービスの選択に 資するように努める。
  - ②サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目、品名、 利用料金等を記載した目録を事務所に備え付ける。

# (虐待の防止のための措置に関する事項)

#### 第13条

- 1. 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。
  - ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - ②事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
  - ③事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上) 実施する。
  - ④前号までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2. 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

### (業務継続計画の策定)

### 第 14 条

- 1. 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、感染症や非常災害の 発生時において、利用者にたいするサービス提供を継続的に実施するための、及び非常 時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定 し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2. 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3. 指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

# (感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する事項)

# 第15条

指定特定福祉用具販売・指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業所において感染症が 発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じる。

- 1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 を定期的に実施する。

# 付則

この規程は、2023(令和5)年2月23日から施行する。

### 付則

この規程は、2024(令和6)年9月1日から施行する。